公益財団法人　介護労働安定センター新潟支部

令和７年度　喀痰吸引等研修（第一号・第二号研修）募集要項

１．研修機関

公益財団法人介護労働安定センター新潟支部

２．研修課程

（1）第一号研修

不特定多数を対象とする課程で、履修する医行為の範囲は次の通り。

① たんの吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内）

※口腔内、鼻腔内については咽頭の手前までを限度とします。

② 経管栄養（胃ろうまたは腸ろう・経鼻経管栄養）

※胃ろう又は腸ろうの状態確認、経管栄養のチューブの挿入状態の確認は、看護職員が行います。

※胃ろう又は腸ろうの経管栄養は半固形型栄養剤を含みます。

(2)第二号研修

不特定多数を対象とする課程で、履修する医行為は以下のいずれか、もしくは以下の範囲内における任意による組合せによるものとします。

① たんの吸引（口腔内）　※ 咽頭の手前までを限度とします。

② たんの吸引（鼻腔内）　※ 咽頭の手前までを限度とします。

③ たんの吸引（気管カニューレ内）

④ 経管栄養（胃ろうまたは腸ろう）※状態確認は、看護職員が行います。

※胃ろう腸ろうの経管栄養は半固形型栄養剤を含みます。

⑤ 経管栄養（経鼻経管栄養）※経管栄養チューブの挿入状態の確認は、看護職員が行います。

(3)科目免除コース

① 実務者研修（医療的ケア）を全て通信で修了した方で、（特定の行為の）実地研修の修了を希望する方。

② 介護福祉士養成施設（大学・専門学校）などで医療的ケア（基本研修（講義・演習））の科目を修了している方で、（特定の行為の）実地研修の修了を希望する方。

または、実務者研修（医療的ケア）の科目「高齢者及び障がい児・者の「たん吸引」実施手順解説」及び「高齢者及び障がい児・者の「経管栄養」実施手順解説」を含む科目をスクーリング（対面式授業）で修了した方で、（特定の行為の）実地研修の修了を希望する方。

③ 特別養護老人ホームにおける１４時間研修を修了し、経過措置として一定の条件のもとに喀痰吸引等を行っている方。

④ 過去に喀痰吸引等研修の基本研修（講義・演習）を修了したが、行為が必要なご利用者がいない等の理由で実地研修を行えなかった方で、（特定の行為の）実地研修修了を希望する方。

※ 喀痰吸引等研修基本研修（「喀痰吸引等研修の基本研修（講義・演習）」修了証をお持ちの方）

３．研修期間及びカリキュラム

基本研修(講義)：令和７年 11 月 20 日（木）27 日（木)、12 月 4 日（木)、5 日（金)、11 日（木）
12 日（金)、18 日（木)、19 日（金)、22 日（月)、23 日（火）の 10 日間

基本研修(演習)：令和 8 年 1 月 8 日(木)・9 日（金）のうちいずれか 1 日

半固形型のみ：令和 8 年 1 月 15 日（木)、16 日（金）のうちいずれか 1 日

実　地　研　修　：原則として基本研修終了後から 1 年以内

：科目免除コースで実地研修のみの方は、半固形型栄養剤の演習日以降実地研修を開始してください。期間は演習終了後から 1 年以内

(１) 基本研修(講義)

〔別紙１〕カリキュラム表のとおり

(２) 基本研修(演習)

〔別紙１〕カリキュラム表のとおり

※　基本研修(講義)をすべて受講後、筆記試験に合格した方が演習に参加できます。

(３) 実地研修

基本研修(演習)の評価判定に合格後、原則として、各勤務先施設等で実地研修を実施します。

４．募集期間

令和７年８月２０日(水)から令和７年１０月２０日(月)

５．研修会場

基本研修(講義及び演習)

①11/20・11/27・12/4・12/5

新潟市中央区清五郎 67 番地 12　新潟県健康づくりスポーツ・医科学センター中研修室

（スポーツ公園駐車場の利用が可能です。）

②12/11・12・18・19・22・23　演習日 R8 1/8・9 、1/15・16

新潟市中央区米山２丁目４番地１　木山第３ビル６階

（自家用車の方は駐車場がありませんので近隣有料駐車場をご使用ください）

実地研修　　一定の要件を満たした実地研修機関（受講者自らが所属する法人の施設等）において行います。

第一号研修：下記の「科目・行為」のうち全ての実地研修を実施

第二号研修：下記の「科目・行為」のうちいずれかの実地研修を実施

科目・行為	回　数	備　考
口腔内の喀痰吸引	１０回以上	特別養護老人ホームにおける 14 時間研修を修了し経過措置として一定の条件下で喀痰吸引等を行っていた方は「口腔内の喀痰吸引」が免除となります。
鼻腔内の喀痰吸引	20 回以上	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	20 回以上	

胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下型・半固形型）	20 回以上	「半固形型」栄養剤の実地研修を行う場合は、「滴下型」栄養剤での実地研修を 10 回以上実施後、「半固形型」を実施、併せて 20 回以上とします。
経鼻経管栄養	20 回以上	

①胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の実地研修は、「半固形型」のみでの修了はできません。

②「滴下型」のみで実地研修を修了した場合には「滴下型」のみ実施可能であり、修了証には、「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下のみ）」と記載されます。

③「滴下型」と「半固形型」両方の実地研修を修了した場合は、いずれも実施可能であり、修了証には「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」と記載されます。

※〈実地研修を行う場合〉

半固形型栄養剤の利用者しかいない場合は、医師の指示を受け、利用者等の同意を得た上で半固形型栄養剤を注入する前に水分補給の形で「滴下型」の手技を実施することにより「滴下型」を実施したとして評価を受けるが、もともと「滴下型」を使用している利用者に対して実地研修のために「半固形型」に変更することは認められません。

6．募集定員

２４名

7．受講資格

① 新潟県に住所がある者、または新潟県に所在する施設及び事業所に就業している者。

② 実地研修の行為が必要な利用者が、受講者が所属する施設及び事業所に入所していること。

③ 実地研修開始までに、実地研修の指導看護師 1)（准看護師は不可）が実地研修を実施する施設及び事業所に所属しており、受講者の指導及び公正な評価ができること。

④ 事業所が登録特定行為事業者として登録申請している又は登録申請を行う予定であること。

⑤ 履修免除及び免除科目以外の全課程出席可能であること。

⑥ 受講生が所属する施設及び事業所の長の推薦が得られること。

1)指導看護師とは、医師、保健師、助産師、看護師のいずれかで、「指導看護師研修」もしくは「医療的ケア教員講習会」を修了している者。

8．申込みに必要な書類

全ての受講希望者は、以下の書類が必要です。

- 〔様式 1 号〕受講申込書
- 〔様式 2 号〕推薦状
- 〔様式 3 号〕指導看護師調書及び承諾書
- 正看護師・保健師・助産師・医師の資格証（写）
- 指導看護師の指導者養成講習修了書（写）もしくは医療的ケア教員講習会修了書（写）
- 実地研修に係る確認シート

※（3）「科目免除コース」にお申込みの方は、次の書類も必要です。

- 実務者研修修了証明書(写)など「一部履修免除を証明するために必要な修了証書」等（写）

•医療的ケアの科目「高齢者及び障がい児・者の「たん吸引」実施手順解説」及び「高齢者及び障がい児・者の「経管栄養」実施手順解説」を含むカリキュラムを全てスクーリングで修了した方は、対面式授業で修了したことの証明書（修了証を交付した研修事業者からの証明）
•喀痰吸引等研修の基本研修（講義・演習）修了証（写）
•特別養護老人ホームにおける 14 時間研修を修了し、経過措置として一定の条件下で喀痰吸引を行っている方は、当該研修の修了証（写）等

9．申込方法

次の住所に郵便等にて提出してください。

申込書等の提出先

〒950-0916

新潟県新潟市中央区米山 2 丁目 4 番地１　木山第３ビル６階

公益財団法人介護労働安定センター新潟支部　喀痰吸引等研修担当者宛て

「喀痰吸引等研修申込書在中」と朱書きしてください。

TEL 025-247-1963　FAX 025-247-1964

１０．　選考方法

施設、事業所ごとの申込として、受付状況を勘案し、受講者を決定します。

定員を超える申し込みがあった場合には、下記の優先事項を考慮し選考します。

・喀痰吸引及び経管栄養の利用者が多い施設からの申込者を優先します。

・同施設からの申込者は原則 1 名としますが、定員に満たない場合はこの限りではありません。

１１．選考結果の通知方法

申込者（施設等）に対して、受講決定（不決定）通知を送付します。

１２.申込手続きの完了

受講決定通知と併せ受講案内及び「請求書兼払込取扱票」を送付しますので、2 週間以内に払込みをお願いいたします。当センターがご入金を確認させて頂いた時点で申込手続きの完了と致します。やむを得ず申込みを辞退される場合は、速やかにご連絡ください。

正当な理由なく、指定された期間を過ぎても入金が確認できない場合は、お申込みを取り消す場合があります。

１３.受講料等　（【別紙３】料金表を参照ください）

（1）・第一号研修

・第二号研修

８５，０００円（税込）

（2）科目免除コース

① 実務者研修（医療的ケア）を全て通信で修了した方で、（特定の行為の）実地研修の修了を希望する方。　**３４，０００円（税込）**

② 介護福祉士養成施設（大学・専門学校）などで医療的ケア（基本研修（講義・演習））の科目を修了している方で、（特定の行為の）実地研修の修了を希望する方。または、実務者研修（医療的ケア）の科目「高齢者及び障がい児・者の「たん吸引」実施手順解説」及び「高齢者及び障がい児・者の「経管栄養」実施手順解説」を含むカリキュラムを全てスクーリングで修了した方で、（特定の行為の）実地研修の修了を希望する方。　　**１５，０００円（税込）**

③ 特別養護老人ホームにおける１４時間研修を修了し、経過措置として一定の条件のもとに喀痰吸引等を行っていた方。　　**８０，０００円（税込）**

④ 過去に喀痰吸引等研修の基本研修（講義・演習）を修了したが、行為が必要なご利用者がいない等の理由で実地研修を行えなかった方で、（特定の行為の）実地研修修了を希望する方。
※ 喀痰吸引等研修基本研修（「喀痰吸引等研修の基本研修（講義・演習）」修了証をお持ちの方）
１５，０００円 （税込）

（３）使用テキスト代　中央法規出版『新版 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト』
２，４２０円 （税込）

１４.保険について

実地研修における事故などに関する損害賠償については、当センターが損害賠償保険に加入しますので、別途加入の必要はありません。

１５.講習実施の中止

応募者が定員に満たない等の理由により、研修を中止することがあります。

１６.受講料等の返還

（1）一旦納付された受講料は、開講決定日（講習開始日から起算して１４日前（当該日が土・日・祝日の場合は、それ以前の営業日））以降は、原則返還しません。

（2）応募者が定員に満たない等、当センターの事由にて研修を中止する場合は、納付された受講料等は全額返還します。

１７.遅刻・早退・欠席等による補講の取扱い

・講義・演習に関し、遅刻・早退・欠席があった場合には、当該科目の修了は認めないものとし、当センターがやむ得ない事由と判断した場合は、補講を受講していただきます。
・補講にかかる受講料は、遅刻、早退、欠席者の補講料は１時間あたり 6,000 円(税込)とします。
・筆記試験不合格者の補講については、1.5 時間 9,000 円(税込)とします。
・演習に係る補講は、各医行為に合格できなかった場合に実施し、補講料は１時間あたり 6,000 円(税込)とします。

１８.受講科目一部免除の取扱い

（1)科目免除コース（※【別紙４】「修了研修別免除科目・行為一覧」を参照ください）

「実務者研修（医療的ケア）修了者及び介護福祉士新カリキュラムの修了者」は、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」（平成 23 年 11 月 11 日社援発 1111 第 1 号社会・援護局長通知）２の（4）に基づく免除となります。

１９.修了証明書

研修の全課程（科目免除コースは指定された内容）を修了した受講者に対し、修了証明書を交付します。

胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の修了証への記載については実施内容により異なります。本要項の「５研修会場　実地研修欄」に記載の①～③をご参照ください。

なお、修了証明書の発行は、実地研修の修了報告を確認してから概ね１４日～２０日を要します。

２０.個人情報の取扱い

（1）基本的事項

個人情報の保護の重要性を認識し、研修の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行います。

（2）目的外利用・提供の禁止

提供していただいた個人情報について、当センターのプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、当該研修に係る選考結果通知、受講手続き、研修の実施と運用及び当センターの事業活動に関する情報提供のみに使用し、ご本人の承諾なしに研修の実施に際して知り得た個人情報を目的以外のために利用及び第三者に提供しません。

（3）複写・複製の禁止

受講者の承諾がある場合を除き、本受講者から研修のために渡された個人情報が記載された資料等を複写、又は複製しません。

（4）秘密の保持

研修に携わる者は、研修実施に際して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならないものとし、また、業務を廃止した後、又はその業務に従事しなくなった場合においても、同様の取扱いとします。

２１.実地研修の実施について

- 実地研修は、原則として受講者自らが所属する法人の施設等において実施していただきます。
- 実地研修先においては、「〔別紙 2〕実地研修施設の基準」に記載される要件を満たす必要があります。勤務する事業所において、実地研修に先立ち実地研修の実施のための体制整備を行ってください。
- 実地研修先において指導をする医師、看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）は、原則としてその実地研修先に勤務する看護師等とします。
- 指導にあたる予定の看護師等は、実地研修開始までに「喀痰吸引等研修事業実施のための指導者養成講習」もしくは「医療的ケア教員講習会」を修了している必要があります。

【 研 修 会 場 】

①新潟市中央区清五郎６７番地 12　新潟県健康づくりスポーツ医科学センター　中研修室
（自家用車の方はスポーツ公園駐車場Ｐ１（無料）をご利用ください。）

▼正面玄関

②新潟市中央区米山２丁目４番地１　木山第３ビル６階
（自家用車の方は駐車場がありませんので近隣有料駐車場をご使用ください）

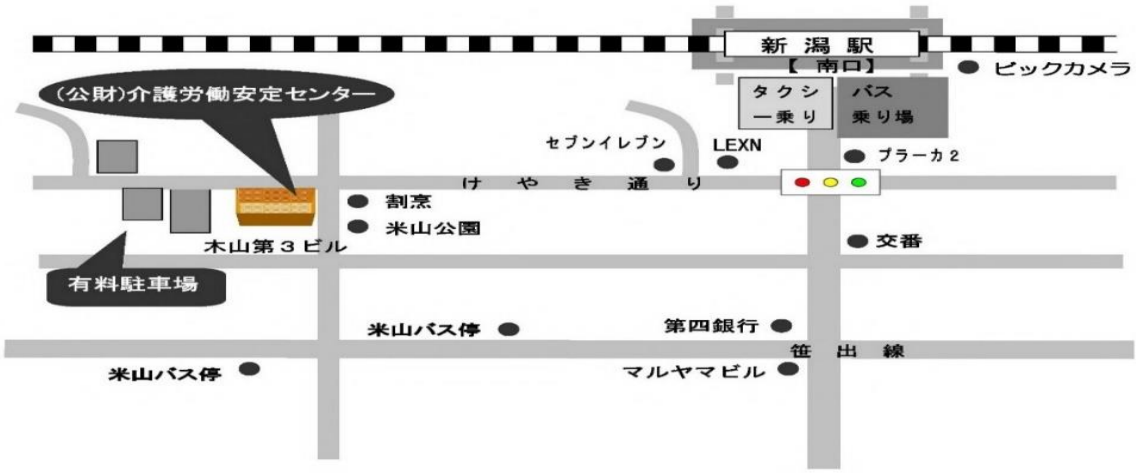

〔お問合せ先〕　公益財団法人介護労働安定センター新潟支部　（担当者：佐藤、渡辺）
〒950-0916　新潟県新潟市中央区米山２丁目４番地１木山第３ビル６階
TEL:025-247-1963　FAX:025-247-1964　URL: http://www.kaigo-center.or.jp/
メールアドレス：niigata@kaigo-center.or.jp　営業時間：平日 9:00～17:15